

税務・財務情報 第2108号

副業収入による税務の留意点

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

副業収入による税務の留意点

1 はじめに

労働力人口の減少、新型コロナの影響や政府主導の「働き方改革」により1つの勤め先に自分の人生をゆだねる働き方だけでなく、副業を持つ、テレワークで介護・育児と仕事の両立を図る、時間にとらわれない働き方など労働環境は急速に変化しています。それに対応して副業を解禁する企業も増えてきています。

給与所得者や年金生活者の副業の形態は、パート・アルバイト、ネットビジネス、民泊やカーシェアなどの個人間貸借、ウーバーイーツの配達員や地域の子育て支援などのすきま時間の活用、FX・暗号資産の金融取引、不動産賃貸まで多種多様です。

給与所得者は年末調整制度があり、年金生活者も確定申告が不要なケースが多く、申告手続きになじみがないために、副業があった場合の取引を記録する習慣が乏しいと言えます。

それらで得た副業収入は一般的にどのような課税関係が生じるのか、所得計算上の留意点を説明します。

2 副業がパート・アルバイトの場合

年末調整を受けた給与所得者は、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下となる場合は確定申告をする必要がありません。

つまり本業の給与所得の他に副業の収入が20万円以下ならば、確定申告は不要になります。

(ただし住民税にはこの申告不要制度の適用がないため、給与所得以外に所得があれば申告する必要があります。)

2か所以上から給与の支払いを受けている場合、いずれか1か所にしか給与所得者の扶養控除等申告書(一般的に年末調整の資料のことを指します)を提出することができません。

申告書を提出した会社が主たる給与(本業の会社)となり、そこでしか年末調整を行うことができません。

3 ネット販売やSNSなどの広告収入、すきま時間活用の場合

スマートフォンなどの普及や進化により、以前とは違う業種・業態の副業が現れています。ユーチューバーや自身のホームページやブログ記事に掲載したインターネット上の広告収入、知名度やSNSでのフォロー数で稼ぐインフルエンサーが獲得する報酬は、所得税法上の所得区分は事業所得または雑所得になります。

また衣服・雑貨・家電など転売目的で取得した資産のオークションサイトやフリマアプリなどにおける売却収入は、本業のある給与所得者が行くと雑所得になります。ただし生活の用に供してる資産（古着や家財など）の売却による所得は非課税になります。

最近よく街で見かけてるウーバーイーツの配達員をする副業は一見アルバイトに見えるので給与所得と思えるかもしれませんが、実は請負契約となり事業所得または雑所得に該当するのです。

4 事業所得と雑所得の違い

ではこれらの副業が事業所得、雑所得のどちらになるのでしょうか。

いずれの所得も総収入金額から必要経費を控除して計算するので、その計算構造に大きな違いはありません。

しかし損失が生じた場合には、それが事業所得であれば他の所得（例えば給与所得）と損益通算できますが、雑所得であれば同じ雑所得からは控除できるものの、他の所得とは損益通算できません。

また、事業所得には青色申告特別控除や損失の繰越、繰戻しなどの税務メリットを受けられますが、雑所得にはありません。

事業所得と雑所得の区分には明確な規定があるわけではないのですが、実務では表の基準により、総合的に判断することになります。

●表：事業所得となる判断基準

①リスク	リスクを負っている仕事かどうか。企画遂行性の有無
②営利目的	利益が目的になっているか（赤字前提は事業といえない）
③継続性	単発的な仕事ではなく、継続性のある仕事かどうか
④社会通念	社会的に見てビジネスとして認められる仕事か
⑤規模	ある程度の規模があるか、人的・物的設備の有無等

5 雑所得を生ずべき業務に係る改正（令和4年以後）

令和2年度税制改正により令和4年分の所得税確定申告からは、前々年の雑所得の収入金額に応じ、以下のように改正になります。

- ① 300万円以下の者・・・現金主義で計算できる
- ② 300万円超の者・・・現預金取引等関係書類の5年間保存
- ③ 1,000万円超の者・・・確定申告において収支内訳書の添付が必要

6 FXや先物取引、暗号資産（仮想通貨）等の金融取引

FXや先物・オプション取引で得た所得は「申告分離課税の雑所得（所得税15.315%、住民税5%）」になります。

損失が生じたときは、他の先物取引等に係る雑所得等の金額との損益通算は可能ですが、先物取引以外に係る雑所得以外の所得との損益通算はできません。

損失が残ったときは、翌年以後3年間の先物取引等の雑所得から控除できますが、他の所得との通算や繰越控除はできません。

また、暗号資産（仮想通貨）の売却・使用による利益は「総合課税の雑所得」になります。

損失が生じた場合は同じ総合課税の雑所得（たとえば年金やネットビジネスの所得）と内部通算できますが、残った損失は他の所得と損益通算できず、翌年以後に繰越控除もできません。

7 最後に

給与所得者ですでに副業している人や、これから副業を考えている場合は、ご自身の所得税・住民税・社会保険料がいくらになるのか把握しておいたほうが良いでしょう。

給与等を1か所から受けている人は給与所得および退職所得以外の所得が20万円以下なら確定申告は不要になります。

年金生活者は、公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下なら確定申告は不要になります。（この場合住民税の申告は必要になります）。

副業でも税務調査が入るリスクがありますので、申告漏れには注意をし、証拠書類や帳簿などを保存しておきましょう。

執筆者 村上 真知子